

第7章 景観形成の基本方針

本市の景観特性である自然・農業景観（さとの景観）、主に市街化区域の景観（まちの景観）、歴史・文化景観（歴史の景観）、及びこれらをつなぐ「つなぐ景観」について、景観形成の基本方針を以下に示します。

7-1 さとの景観形成基本方針

本市の景観の基本的な枠組みを構成するのが、河川、農地、里山など、主として市街化調整区域において広がる自然・農業景観です。この「さとの景観」の形成の基本方針を以下のとおりとします。

【基本方針】 1-1 野を歩き、五感で四季の景を愛でる景観づくり

- 川の堰などで聴かれる水の音、農地や里山における鳥や虫の声、樹林、竹林などの葉ずえをわたる風の音、草花の香り、旬の農作物の味など、「さと」にはさまざまな自然、農業景観が、市街地から比較的近い位置に豊富にあることから、こうした四季折々の風景を五感で感じ、楽しめる「場」と「きっかけ」をつくります。

【要点】

- 四季折々の景観を五感で感じられる場をつくります
- 景観を五感で感じられるようなきっかけをつくります

【基本方針】 1-2 農と自然を守る人々と寄り添う仕組みときっかけづくり

- さとの景観を持続的に守るためには、農家や山林の所有者だけでなく、幅広い主体がこれを助けていくことが求められています。こうしたことから、農と自然を守る人々と寄り添い、市外からの応援者も募りながら農業景観や樹林景観をともに守っていく仕組みをつくり、主体的な参加者（プレイヤー）の輪を広げていきます。

【要点】

- 農や自然の景観をともに守っていく仕組みをつくります
- 農や自然の景観を守っていく主体的な参加者（プレイヤー）の輪を広げます

7-2 まちの景観形成基本方針

市民の多くが日常的に暮らし、また、駅や市境の幹線道路及びその沿道など、まちの顔をなす玄関口を有するのが、主に市街化区域における「まちの景観」です。その形成の基本方針を以下のとおりとします。

【基本方針】2-1 「いきいきと暮らす人がいる」景観づくり

- 市街地の中にも、緑と花で彩られた住宅や、見晴らしのよい緑豊かな公園、緑化された道路、ウォーキングコース、川沿いの緑道など、五感で感じられる魅力のある景観があります。市民がそれらの魅力に気づくきっかけづくりとして、歩きたくなる道・立ち止まりたくなる場をつくります。
- 市街地の景観を魅力と活力のあるものとしていくためには、緑の豊かさや整った建造物などの景観だけでなく、なにより「人がいきいきと暮らしている」ことが重要です。このため、人が集まり、いきいきと交流し、働いている、という「状況」をつくります。
- 人がいきいきと暮らせるためには、まず安全・安心が守られ、子ども、高齢者、障害のある人々など、弱者にとっても優しい環境が必要です。このことから、誰も取り残すことなく、ほっとできる景観をつくります。

【要点】

- 歩きたくなる道・立ち止まりたくなる場をつくります
- 人が集まり、いきいきと交流し、働いている「状況」をつくります
- 誰もが安全・安心で、ほっとできる景観をつくります

【基本方針】2-2 まちの「玄関口」の景観づくり

- 多くの市民が日常的に利用し、また、来訪者にとってもまちの玄関口となるのが大府、共和の二つの駅です。日常生活の中で市民の原風景として愛され、また、来訪者にとって印象的となるよう、利用者層や土地利用条件などに応じた景観をつくります。
- 駅前における本市の「顔」としての景観形成、また、電車からの車窓風景、幹線道路を走行する自動車からの車窓風景を意識した景観をつくります。
- 市境に位置する幹線道路及びその沿道については、まちの玄関口にふさわしい景観配慮を進めます。

【要点】

- 駅前が印象に残る景観づくりを進めます
- 電車や自動車からの車窓風景を意識した景観づくりを進めます
- 市境の幹線道路やその沿道は、まちの玄関口にふさわしい景観配慮を進めます

7-3 歴史の景観形成基本方針

「歴史の景観」は、文化財や、社寺仏閣とその境内林、古くからの佇まいを残す集落など、市内に点在する歴史的資源からなる景観だけでなく、地名や言い伝えなどにも見出すことができます。こうした「歴史の景観」の保全や利活用に関する基本方針を以下のとおりとします。

【基本方針】3-1 土地の歴史をひもとき、「土地の記憶」を言語化する取組ときっかけづくり

- 自分が暮らす地域や散歩ルートなどの土地の歴史をひもとき、地名や小中学校の校歌でよく歌われている丘、道、坂の名前などを考えることなどを通じ、景観の由来などの「土地の記憶」を言語化する取組ときっかけづくりを進めます。

【要点】

- 自分が暮らす地域や散歩ルートなどの土地の歴史をひもときます
- 「土地の記憶」を言語化する取組ときっかけづくりを進めます

【基本方針】3-2 歴史景観を身近なものとして楽しむきっかけづくり

- なにげない日常の景観の中に、本市の歴史を今に伝える遺跡や記念碑などを顕在化することで、知的好奇心が刺激され、それが喜びにつながることから、楽しく歩き、景観を味わい、学べるような場ときっかけをつくります。

【要点】

- 楽しく歩き、景観を味わい、学べるような場ときっかけをつくります

【基本方針】3-3 祭事などを五感で味わう景観づくり

- 祭事などが主に行われる社寺の建造物や、境内地、鎮守の森などは風景の骨格を構成する要素です。また、お囃子やのぼり、踊り、屋台や人出などは風景を彩る要素として特徴的です。これらの祭事などを五感で味わい、心身ともに健康になることを目指し、伝統や歴史を継承し、歴史的風致の維持向上を図る取組を進めます。

【要点】

- 伝統や歴史を継承し、歴史的風致の維持向上を図る取組を進めます

7-4 つなぐ景観形成基本方針

◆「さと」と「まち」をつなぐ

もともと本市は、「さと」と「まち」が近接し、市民の都市生活の中でも身近に自然や農業の景観に接することができる、という強みを持つ一方、その魅力に気づかないまま暮らす市民も少なくありません。このことから、「さと」と「まち」が身近になるための仕掛けづくりを目指します。

【基本方針】 4-1 「さと」や「まち」の景観の骨格となる景観軸づくり

●河川や道路などを活用して、市の景観の骨格となるような景観軸をつくります。

【要点】

■河川や道路などを活用して、市の景観の骨格となるような景観軸をつくります

【基本方針】 4-2 「緑ある暮らし」の第一歩としての市街地緑化の仕掛けづくり

●宅地、産業用地、公共空間が共存し、身近な緑を守り、増やす仕掛けをつくります。

【要点】

■宅地、産業用地、公共空間における身近な緑を守り、増やす仕掛けをつくります

【基本方針】 4-3 景観を味わい、愛でる場と仕組みづくり

●ウォーキングやサイクリングで野山や川まで足を伸ばし、歩きたくなる道・立ち止まりたくなる場、座ることができる場、景観を眺められる場をつくります。

●景観や生物多様性に配慮した、水と緑のネットワークをつくり、景観に親しむ楽しさと環境へ配慮する意識を一体化できるような仕組みをつくります。

【要点】

■歩きたくなる道・立ち止まりたくなる場、座ることができる場、景観を眺められる場をつくります

■景観に親しむ楽しさと環境へ配慮する意識を一体化できるような仕組みをつくります

【基本方針】 4-4 「農」・「食」・「健康」で人と人をつなぐ場ときっかけづくり

- 五感のうち、特に味覚に影響のあるぶどうやなしなどの畑を有する農業景観と、健康・医療などの特色ある都市機能が連携した景観づくりの仕掛けをつくることにより、景観まちづくりと「食」や「健康」などとの分野の連携を強化します。
- 「農」・「食」・「健康」など、多くの人々が関心を寄せる社会課題と景観まちづくりが一体化することにより、世代や立場をつなぐ市民活動で、みんなが参加できる仕掛けをつくります。

【要点】

- 景観まちづくりと「食」や「健康」などの分野の連携を強化します
- 世代や立場をつなぐ市民活動で、みんなが参加できる仕掛けをつくります

◆「歴史」を「未来」へつなぐ

過去から現代へ至る時間の流れを記す歴史景観の資源を継承する仕掛けづくりとともに、今を生きる人たちが協働して未来の景観をつくっていくための仕掛けづくりを目指します。

【基本方針】 4-5 多様な世代が主体的にかかわる新たな風土づくり

- 子ども世代、働く世代、子育て世代、熟年・高齢世代などそれぞれのライフステージで、「すてきな風景だな」と思える気づきを促し、多様な世代やコミュニティが協働し、景観まちづくりの大切さを次世代へつなげていきます。

【要点】

- 気づきを促し、協働することで、景観まちづくりの大切さを次世代へつなげていきます

7-5 景観形成基本方針（総括）



※ビスタ：特に、両側に並木や山などのある、細長い通景や見通し

